

募集要項に関する質問書回答

No	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問内容	回答
			章	節	項	目		
1	対象施設	3	2	7			本案件は、対象施設が6つの工区に分かれています。6工区それぞれで費用を積算していると考えていますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	対象施設	3	2	7			交通誘導員の各工区の積算数量をご教示ください。	参考値としては、全体で3,267人です。ただし、事業者提案によって決定してください。
3	対象施設 1 西方配水場送水管	3	2	7			西方配水場送水管路線について、諸経費算出区分条件となる以下をご教示ください。 ①工種区分②施工地域・工事場所区分③前払金支出割合区分④契約保証の方法⑤積雪寒冷地補正	①開削工事及び小口径推進工事 ②一般交通影響有り② ③35%を超えるもの ④発注者が金銭的保証を必要とする場合 ⑤補正なし
4	対象施設 1 西方配水場送水管	3	2	7			西方配水場送水管路線について、直接工事費に含まれる処分費の以下をご教示ください。 ①発生土処分費(数量、単価、金額)②Asガラ処分費(数量、単価、金額)③Coガラ処分費(無筋)(数量、単価、金額)④Coガラ処分費(有筋)(数量、単価、金額)⑤泥水処分費(数量、単価、金額)	参考値としては、②Asガラ処分費(376m ³ 、2,350円) ただし、事業者提案によって決定してください。
5	対象施設 2 町屋水源地送水管	3	2	7			町屋水源地送水管路線について、諸経費算出区分条件となる以下をご教示ください。 ①工種区分②施工地域・工事場所区分③前払金支出割合区分④契約保証の方法⑤積雪寒冷地補正	①開削工事及び小口径推進工事 ②一般交通影響有り② ③35%を超えるもの ④発注者が金銭的保証を必要とする場合 ⑤補正なし
6	対象施設 2 町屋水源地送水管	3	2	7			町屋水源地送水管路線について、直接工事費に含まれる処分費の以下をご教示ください。 ①発生土処分費(数量、単価、金額)②Asガラ処分費(数量、単価、金額)③Coガラ処分費(無筋)(数量、単価、金額)④Coガラ処分費(有筋)(数量、単価、金額)⑤泥水処分費(数量、単価、金額)	参考値としては、②Asガラ処分費(24m ³ 、2,350円) ただし、事業者提案によって決定してください。
7	表2-1 対象施設の概要	3	2	7			「多度9号水源地新設整備事業」との調整がありますが、当該事業に関する資料はご提供いただけますでしょうか。	実施設計は現在実施中のため、提供するものがございませんが、基本設計の資料については提供可能です。
8	対象施設(表2-1)	4	2	7			本工事の路線上で、道路改修計画(舗装の計画)や他企業管の入替など工事期間に制約のある場所は有りますでしょうか。	現時点ではありません。
9	業務範囲	4	2	8			調査業務で示されている試掘調査と、工事施工で示される試掘工の違いをご教示ください。	調査業務での試掘調査は、主に設計のための調査であり、工事の掘削は、工事時の確認のための掘削となります。
10	業務範囲	4	2	8			詳細設計業務の中に、設計書の作成が含まれています。歩掛がないため、何を根拠に積算をすればよいのか、考えをご教示ください。	水道施設整備費に係る歩掛表(厚生労働省)を優先します。不足する場合は、募集要項(第2章 2.11 3))で示している三重県等の積算基準を参照してください
11	業務範囲	4	2	8			詳細設計業務の中には、設計図書の作成、変更及び精算設計図書の作成が記載されています。部分支払いを要求する場合も別途設計図書の作成が必要となるのでしょうか。また、部分払い後の1/10の支払い時にも作成が必要となるのでしょうか。他に設計図書の作成が必要な場面があればご教示ください。	ご理解のとおりです。 設計図書作成のタイミングは、工区毎の詳細設計完了時、工区毎の工事完了時、最終払い時を想定しています。
12	業務範囲(表2-2)	4	2	8			区分「施工」の業務「工事に伴う準備工・・・」の備考欄に、「桑名市が行う・・・申請して許可を受ける。」とありますが、事業者が行うのは桑名市の補助、協議、書類作成等であり、申請して許可を受ける主体は桑名市様との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	表2-2 事業者が行う業務範囲の概要	4	2	8			基本設計図書は借用できますでしょうか。	募集要項P11 4) プロポーザル応募に関する手続き イ) 資料の閲覧及び貸出し のとおり。
14	表2-2 詳細設計業務	4	2	8			精算設計は、工事終了段階で出来高計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	表2-2 交付金申請作成補助業務	4	2	8			交付金申請の対象路線をお示しいただけますでしょうか。	3.大山田配水場送水管 5.多度南部配水場送配水管 を想定しています。
16	見積上限価格	5	2	10			提示された見積上限価格は税込み価格となっており、提示する見積書は税抜き価格となっています。税抜き価格での見積上限価格をご提示いただけませんかでしょうか。	税抜き価格も併記します。

募集要項に関する質問書回答

No	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問内容	回答
			章	節	項	目		
17	基準、仕様等	7	2	11	2)		桑名市の指針等の資料（配水管布設工事設計指針、給水工事技術指針など）はご提供いただけますでしょうか。	提供いたします。
18	モニタリングの方法	8	2	12	3)		モニタリングについて「桑名市が定めた方法」は具体的にはどのような方法でしょうか。具体例がございましたら「事業者が提出する資料」は何が該当するかも含め、ご教示願います。	工程会議、現地確認、書類確認を想定しています。提出書類は工程管理など技術管理上必要な書類資料及び概要版を想定しています。
19	応募者の構成	10	3	1	2)	オ)	代表企業は、事業期間を通じて本事業に専任する統括責任者を設置するとありますが、専任期間は事業期間ではなく工事期間のみと考えておりますが、よろしいでしょうか。もし、設計期間も専任を想定している場合、設計期間の統括責任者の人工をどのように積上げているかご教示ください。	統括責任者の専任期間は契約時から全ての工事完成までです。設計期間の統括責任者（管理技術者）の人工も、設計費で見込んでいます。
20	事業スキーム	10	3	1	3)		甲型の特定建設工事共同企業体を設計企業も含めて構成するように記載されていますが、設計企業は通常建設業許可を有しておらず建設工事に携わる事がない業種です。建設企業同士は甲型、設計企業とは乙型のJV協定(甲型+乙型の複合JV)を交わすという事でもよろしいでしょうか。またその際、協定書にて甲型は出資比率を取り決めますが、乙型については分担金額を記載する必要があるため、見積上限価格の設計と工事の内訳を提示していただけますでしょうか。理由：工事と設計の企業間で建設工事の責任の所在が共有できない為。	契約は事業契約書（案）のとおり設計施工一括で契約をします。甲型を想定していますが、グループ内構成に関しては事業者の裁量です。内訳に関しては契約条件協議時にお示しします。
21	資料の閲覧及び貸出し	11	3	1	4)	イ)	【閲覧資料】本資料に記載がなく、その他公表資料にも記載がない条件について、設計に影響を及ぼしたものについては、設計変更の対象になると考えておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、設計変更については協議によります。
22	著作権	13	3	1	5)	エ)	著作権は応募者に帰属するとありますが、市が使用又は公開する際は、応募者に対して事前に連絡・相談いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	配置を予定する技術者等について	16	3	2	2)	ウ)	主任技術者の兼任工事件数の条項ですが、本工事は1件で4,000万円を超えるため、契約金額の合計が4,000万円未満になることは無いから対象外との理解で宜しいでしょうか。	4,000万円以上であれば、ご理解のとおりです。
24	特定JV協定書	21	3	3	1)		特定JV協定書は、桑名市発注の建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱の様式第2号を、企業間で取り決めた内容に沿う形で修正しても問題ないでしょうか	ご理解のとおりです。
25	特定JV協定書	21	3	3	1)		応募資格審査に提出する特定JV協定書は原本でしょうか、写しでもよいのでしょうか。	協定書の写しでも問題ありません。
26	提案価格審査	23	3	4	3)	ア)	価格が著しく低い提案者となった場合は、価格の妥当性ヒアリングを行う旨の通知をいただけると考えてよろしいでしょうか。	通知の予定はありません。
27	契約の枠組み	26	5	2	1)		見積書提出年度基準とは、各工区の金入設計書作成年月時に貴水道部で採用されている単価を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	契約の枠組み	26	5	2	1)		「設計及び工事の複数年業務を一括契約として締結する」とありますが、部分払額を算出する上で設計及び各工区の工事費（請負代金相当額）についてお示しいただけるのでしょうか。	契約時に示す予定です。
29	契約の枠組み	26	5	2	1)		令和9年度8月清算金額確定時点で施工が終わっていない場合、以降の増額・減額を含めて変更は行わないとの認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりですが、原則としては行いません。
30	事業契約の概要	26	5	2	1)		詳細設計の完成後の契約ではなく、優先交渉権者が決まった段階で、設計及び工事の複数年業務を一括契約として締結する理由を教えてください。	設計施行一括で契約することで、事業のスピード感及びコスト削減効果を期待しているため。
31	事業契約の概要	26	5	2	1)		「最終年度前年（R9年度）8月末までに全工区の清算金額を確定する」とありますが、当該時点までは予見不可能な地下障害物などの増額要因が存在し、これ以降に露見した場合には、契約書案 P.29 12) に基づき、追加清算していただけると理解しております。この理解で宜しいでしょうか。	協議によります。

募集要項に関する質問書回答

No	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問内容	回答
			章	節	項	目		
32	費用の構成	27	6	1			設計費の一部である調査業務費は設計施工に必要な部分の測量調査、地下埋没物調査、試掘調査に係る費用と思われませんが、施工費でも工事施工業務に試掘工が含まれています。試掘調査に係る費用と試掘工に係る費用に違いがある場合、それぞれの定義と内訳を示してください。	NO.9の回答とおりです。
33	費用の構成	27	6	1			交付金申請作成補助業務の歩掛根拠を示してください。	経費に含まれます。
34	費用の構成	27	6	1			施工費変更及び出来高精算業務の歩掛根拠を示してください。	技術管理費となります。
35	交付金申請作成補助業務	27	6	1			現在予定されている交付金は、要求水準書3章2節23項の「生活基盤施設耐震化等交付金」だけと考えて宜しいでしょうか。	現時点ではご理解のとおりです。
36	費用の調達	27	6	2			「各工区に行く検査に要する費用については事業者の負担とする」とあります。通常「検査に要する費用」は、受注をした「設計費・施工費」中から事業者がねん出するものと考えますが、敢えてこのように明記されました理由は何でしょうか？	業者によって理解が違うため、明記していません。
37	費用の支払方法	27	6	3			「部分払：工区ごと設計を含めて工事完成時に行く」とありますが、設計業務の支払は各工区工事完成時となるのでしょうか	ご理解のとおりです。
38	費用の支払方法	27	6	3			「費用は各年度1回支払う予定としている」とありますが、複数工区が同一年度内に完成した場合は6.7に基づきそれぞれ請求することが可能と考えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	費用の支払方法	27	6	3			支払い限度額について、その年度の限度額を超過しなかった場合、翌年度の限度額に未払い分の金額が上乗せされると考えていますがよろしいでしょうか。 例) 令和6年度に29.6% (限度額は39.6%) の支払いを受けた場合、令和7年度の支払限度額は15.1%+10%の25.1%となる。	ご理解のとおりです。
40	費用の支払方法	27	6	3			避けられない事情による金額増により当初契約金額を超える場合、精算金額の支払いは、当該工区終了時に精算いただけますでしょうか。	契約金額を超えるものについては最終年度を想定しています。
41	部分払いについて	29	6	7			各工区の請負代金相当額×1/10は、最終払時に設計変更精算差額と併せて支払われるとの認識でよいでしょうか	ご理解のとおりです。
42	部分払いについて	29	6	7			工区ごとに留保金返還保証が設定されている場合、全体の契約保証金は減額されるべきと考えますがいかがでしょうか	事業契約書(案)第66条(契約の保証)のとおり。
43	部分払いについて	29	6	7			1工区の金入設計書が請負代金相当額の9/10以下となった場合でも、部分払の額は請負代金相当額を基に計算してよいのでしょうか？	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問書回答

No	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問内容	回答
			章	節	項	目		
1	事業の目的	2	2	1	1)		耐震管としての整備を目的とすることから、管更生によるステンレス鋼管の整備においても耐震性能を有するもしくは同等の耐震機能があるとみなすことができる工法を選択する必要があるという理解で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	表2-1 2町屋水源地送水管	3	2	1	7)		接合箇所国道あり、とのことですが、想定している国道施工条件の有無をご教示ください。	国土交通省による占用許可条件があります。
3	表2-1 5高区多度南部配水場送配水管	3	2	1	7)		多度9号水源地新設調整事業との調整はいつから行うことができる予定でしょうか。	令和6年9月以降を想定しています。
4	表2-1 対象施設の概要	3	2	1	7)		設計後に設計延長が変更になった場合は、契約変更の対象になりますでしょうか。	三重県設計業務等共通仕様書第1122条のとおりです。
5	表2-1 対象施設の概要	3	2	1	7)		管更生区間の布設工事は、断水施工するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	業務範囲	5	2	2			試掘調査については、調査業務に含まれており、詳細設計の前段階で実施できると考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	設計企業の応募資格要件に関する書類	7					本書類は代表企業ではなく、設計企業名で発行するとの認識でよいでしょうか	「提出書類作成要領及び様式集」7頁の質問と理解します。 設計企業名で結構です。
8	各種申請届出一覧	9	3	1	(4)		関係機関との事前協議状況は基本設計完了時が最新ということでしょうか。もし基本設計完了後から公告日まで間に状況が変化した場合は、事前協議先と事前協議事項をご教示ください。	基本設計完了時が最新です。
9	表3-1 各種申請届出等一覧	9	3	1	(4)		「埋蔵文化財」が示されていますが、調査が必要となる区域があればお示しいただけますでしょうか。	1.西方配水場送水管の一部及び、6.南部水源地送水管の一部となります。
10	表3-1各種申請届	9	3	1	(4)		区分「道路」に「行政財産使用許可申請」がありますが、当該案件の埋設ルート上のどの地点に行政財産箇所が想定されており、どのような状況にあるのかご教示願います。	埋設ルート上は想定がありません。施工ヤードなど市有地を活用できる場合を想定しています。
11	③現地調査の主要部分	10	3	2	1)	ケ)	現地調査の主要部分は再委託不可とありますが、「主要部分」には地質調査、測量、試掘調査は含まれますでしょうか。	作業は含まれないが、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等は含まれます。 「P10 1) 設計業務(1) 基本事項ケ) 再委託」を参照ください。
12	工)公私道調査	11	3	2	1)	(2)	通常の開削設計では公図調査は含まれないと認識しておりますが、本業務においては開削設計でもすべて含むという認識でよろしいでしょうか。	設計を進める上で必要な場合は、公図調査をお願い致します。
13	測量調査	11	3	2	1)	(2)	「設計精度向上のため水準測量及び路線測量(中心線測量・縦断測量・横断測量)を行うことができるものとする」とあります。この路線測量は入札時の設計書には含まれていないと考えますがよろしいでしょうか。	当該路線測量については、事業者提案とし、原則設計変更対象とはしませんが、施工にあたり必要不可欠な部分に関しては協議となります。
14	測量調査	11	3	2	1)	(2)	設計精度向上のため路線測量(中心線測量・縦断測量・横断測量)が必要と判断した場合には、委託料に計上していただくと考えますがよろしいでしょうか。	精度向上は提案内容であり対象外です。施工にあたり必要不可欠な部分に関しては協議となります。
15	測量調査	11	3	2	(2)	オ)	現時点で考えられている測量は、記載の通り、水準測量及び路線測量(中心線、縦断、横断)であり、これ以外の測量が発生した場合は変更可能であると考えて良いでしょうか。また、水準測量は具体的に何級測量をお考えでしょうか。	施工に必要不可欠な測量は変更可能です。水準測量は4級相当を想定しています。
16	地質調査	12	3	2	(2)	カ)	必要と想定される場所における地質調査を行うことができるものとするがあるが、具体的に市が考えられている地質調査箇所及び延長をお示しいただけますか。	事業者による施工方法によります。
17	設計図作成 イ)	12	3	2	1)	(5)	「測量による平面図及び道路台帳に基づいて」とありますが、測量を実施しない箇所(道路台帳のみ)があるのでしょうか。	事業者提案によります。
18	設計図作成 ウ)	12	3	2	1)	(5)	詳細平面図とは詳細測量のことでしょうか。詳細測量の数量・条件をご教示ください。	事業者提案によります。
19	設計書作成	13	3	2	1)	(7)	公共工事積算システム(東芝デジタルソリューションズ株式会社)の書式をご提供いただけますでしょうか。	エクセル形式のみ提供可能です。
20	建設企業(市内業者)の応募資格要件に関する書類	15					本書類は代表企業ではなく、市内業者企業名で発行するとの認識でよいでしょうか	「提出書類作成要領及び様式集」15頁の質問と理解します。 市内業者企業名で結構です。
21	工事施工の範囲	16	3	2	2)	(2)	工事事務所、作業ヤード等事業者で確保することになっておりますが、桑名市所管で利用可能な用地、場所を提供いただくことは可能でしょうか。	施工時に利用可能か判断できないため場所は回答できません。提供に関しては各所管する部署との協議になります。

要求水準書に関する質問書回答

No	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問内容	回答
			章	節	項	目		
22	工事施工の範囲	16	3	2	2)	(2)	桑名市が発注したその他の工事との調整とありますが、影響の可能性がある工事を事前に明示してもらうことは可能でしょうか。	その他工事の発注段階では可能ですが、事前には不可能です。
23	工事施工の範囲	16	3	2	2)	(2)	コ)にて、処分先について桑名市と調整のうえ、と記載があるが、積算時点での対象処分先をご教示ください。もしくは、処分に係る費用をご教示ください。	積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定しています。
24	適用基準	16	3	2	2)	(3)	法令や基準等は工事施工開始時点の最新版とあるが、設計書の単価は作成時の最新単価が反映されると考えていますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	表3-3	17	3	2	2)	(4)	工事カルテの登録は、コリンズ登録と同じと考えて宜しいでしょうか。別途の場合は書式をご提願います	ご理解のとおりです。
26	出来高精算業務	19	3	2	2)	(5)	「事業者は、原則として年度ごとに、出来高精算に係る変更設計図書（変更箇所を示した図、竣工図、出来高数量計算書、変更設計書（金入・金抜）、積算資料等）を作成すること」とあります。変更設計図書の作成にあたり、労務単価のような年度毎に金額に変動のある単価については、最新の単価を適用すると考えますがよろしいでしょうか。	各工区ごと当初設計作成時の年度を適用します。
27	作業日及び作業時間について	20	3	2	2)	(7)	本事業は「4週8休（週休2日）」工事の対象になりますか。	4週8休（週休2日）以上となります。
28	工事の周知について	20	3	2	2)	(8)	地元住民への説明においては、業務の進行を円滑とするため、市に同行いただけると考えていますがよろしいでしょうか。	工事着手前等の事業を進めるための説明については同行を予定していますが、施工段階の調整については想定していません。
29	管網計算等の解析作業	24	4	2	1)	(5)	切替に伴い配水運用に支障が生じる場合の対策の検討に解析作業が必要となる場合の「別途協議」とはどのような内容の協議でしょうか。	新旧切替時の配水系統変更、赤水等配水水質に支障が生じる場合等の対策について想定しています。
30	埋設管	25	4	2	3)	(6)	「埋設管は、既設水道管と別位置に布設することを標準とする」とあります。埋設管を布設・切替後の既設水道管の取り扱い（撤去・充填など）は別の事業で実施すると考えますがよろしいでしょうか。	道路占用許可条件によります。図面に図示している箇所は本事業で撤去が必要です。
31	埋設管	25	4	2	3)	(6)	やむを得ず埋設管を既設水道管と同位置に布設する場合の仮設管の配置、既設水道管の撤去に必要な費用は、請負代金に計上いただけると考えますがよろしいでしょうか。	同位置しか埋設できないと協議が完了した場合は計上します。
32	埋設管	25	4	2	3)	(6)	本設計は布設替え設計と理解していますが、既設管は撤去するのでしょうか。	No.30の回答のとおりです。
33	発生土の再利用埋戻し	26	4	2	2)	(12)	埋戻し材の発生土再利用に関する基準や考え方をご教示いただけますでしょうか。	第1種、第2種の建設発生土が基本となります。
34	発生土の処理について	26	4	2	2)	(12)	発生土を処理方法する場合の方法について、自由処分でしょうか。	三重県建設副産物処理基準によります。
35	埋設管	26	4	2	3)	(14)	本復旧も工期内に終わらせなければならないでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	埋設管	26	4	2	3)	(15)	「桑名市が提示した資料」とは、募集要項P.11、12に示される「基本設計資料等」に含まれますでしょうか。	含まれます。
37	埋設管	26	4	3	2)	(7)	「排水先については、市と協議のうえ、決定すること。」とありますが、排水先の指定がない状態では工事金額の算出が困難なため、現時点で予定されている排水位置をお示しいただけますでしょうか。	基本的には近傍の排水路への配水を想定しています。
38	主な管材料の規格・形式・仕様等 管	27	4	3	2)	表4-1	切管を行わない直管はS種管を用いてもよろしいでしょうか。	不可です。
39	表4-1主な管材料の企画・形式・仕様等	27	4	3			管更生管ではステンレスフレキ管による小口径管路更新法（WSP 074 2011）又は同等以上のものとありますが、「既設管の強度は期待できないとする」との文面を考慮すると、既設管のある程度の強度の期待を前提とする「パルテム工法」は不可とお考えでしょうか。	対レベル1地震動及び対レベル2地震動の耐震性能基準をともに満たすことが求められます。
40	埋設管	27	4	3	2)	(17)	仮設配管を必要とする区間を示していただけますでしょうか。	仮設配管は想定していません。
41							002-2(工区2)町屋水源地送水管における参考資料（基本設計条件、調査結果、設計計画、測量結果等）をご提示ください。	参考資料はありません。
42	(工区6) 図面						6工区の工事範囲（始点位置）について、図及び平面図(1)では東名阪自動車道のカルバート部の埋設は含まれていませんが、貸与させていただきました縦断図1には埋設で表示されています。当該カルバート部は今回の施工範囲に含まれないと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問書回答

No	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問内容	回答
			章	節	項	目		
43	(工区6) 図面						平面図(6)～平面図(8)の範囲と「位置図」で示される占用予定の道路が一致しません。平面図が正と考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。位置図を訂正します。
44	図面一般に関して						既設管の撤去範囲が明示されている個所以外は、既設管残置で可、かつ管内充填無しとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、占用許可条件により変更対象となる場合もあります。
45	図面一般に関して						項目4～6の他に、受領した図面間や発注仕様と図面上で齟齬が見つかった場合、発注者様にその都度確認させて頂くことは可能でしょうか。	可能です。また、確認できた場合は、桑名市ホームページにて周知します。

事業者選定基準に関する質問書回答

No	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問内容	回答
			章	節	項	目		
1	提案内容の審査	4	5	2)	ア)	(4)	追加資料の配布は認めないとありますが、提案書類の要約をしたプレゼンテーションスライドの配布も認められないのでしょうか。	プレゼンテーションスライドと同内容を紙面による提示は可能です。その場合、プレゼンテーション後に回収をお願いします。
2	技術評価審査	5	5	2)	ア)	(5)	表5-1について、評価の視点の項目ごとに得点されると考えていますがよろしいでしょうか。 例)項目1-1①は建設企業の工事实績で0.5点、設計企業の業務実績で0.5点。	ご理解のとおりです。
3	価格評価点の得点化方法	6	5	2)	イ)	(2)	他者の価格が著しく低いが妥当だと認められた場合、価格点の算出のための最低提案価格は著しく低い価格となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	価格評価点の得点化方法	6	5	2)	イ)	(2)	価格評価点の得点化方法について、提案価格の下限がないように思われますが、そういう理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	審査結果の通知及び公表	8	5	5)			優先交渉権者とならなかった応募者は…桑名市へ説明を求めることができるとありますが、書面ではなく直接ご回答いただけるということでしょうか。	書面を想定しています。

提出書類作成要領及び様式集に関する質問書回答

No	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問内容	回答
			章	節	項	様式		
1	提案書類の提出	2	1	2)			CD-Rに収まりきれないデータ容量となった場合、DVD-Rでの提出も可能でしょうか。	可能です。
2	提出書類 見積金額計算書 様式Ⅲ-4	2	2	2)			見積金額計算書(様式Ⅲ-4)が様式集に入っておりませんので、ご提示願います。この書類は見積時の積算根拠(数量等)をはっきりさせるために重要な書式であると認識しております。	記載については誤植であり、削除いたします。
3	名称、マーク記載他	2	2	3)	ケ)		提案者が特定されるような名称、マーク記載は行わないこととありますが、実績や特殊工法、特殊システムを記載する場合も記載を行わないと考えてよいでしょうか。	提案書に会社名など記載したフォーマットを使用しないことを想定しています。なるべく通称名称の使用をお願いします。
4	提案書類の作成要領	2	2	3)	コ)		通しのページ番号の付け方に決まりはありますでしょうか。(ページ数/全ページ数等)	表紙及び目次を含む全てに記載をお願いします。通しのページ番号は必ず記載ですが、その他の表記方法については任意の方法で記載してください。
5	提案書類の作成要領	2	2	3)	サ)		評価項目毎にインデックスシールを貼り付けとありますが、提案様式毎にインデックスシールを貼り付けるものと考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
6	非常時の対応	7					『維持管理の容易性について記載すること』とありますが、非常時の管理体制についてのことでしょうか。	施工中の非常時を主としますが、修繕部材の種類や将来延伸時等も含めたバルブ配置等、製品や設計の工夫を想定しています。
7	非常時対応に関する事項	7					「維持管理の容易性について具体的に記載すること」とありますが、事業者選定基準の評価の視点には当該内容がありません。こちらも評価の視点として考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	見積書	22					本案件の上限価格は2,425,196,400円(消費税及び地方消費税を含む)であるため、見積書は2,204,724,000円(税抜)を上限価格として税抜で記載するものと認識していますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9						Ⅳ-4等	様式番号を上部余白に、通しのページ番号を下部余白に表示してもよろしいでしょうか。	上部左上に様式番号の記載、通しのページ数は下部または上部左上以外の余白に表示可能です。
10						Ⅳ-4等	様式が自由のため、備考の文章を消去しようと考えておりますがよろしいでしょうか。	備考の消去は不可です。

事業契約書（案）に関する質問書回答

No	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問内容	回答
			章	節	条	目		
1	統括責任者等	3	2		5	3	「事業者は、要求水準書に定めるところに従い、各業務の責任者を配置」とあります。ここで言う各業務とは、調査業務、詳細設計業務、設計に伴う各種申請等の業務及び補助業務、工事施工、工事に伴う標準工及び各種許認可等の申請業務、交付金申請作成補助業務、変更及び出来高精算業務と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	第33条 現場代理人及び主任技術者等	10	4	2	33		現場代理人は、工事期間を対象として、配置及び工事現場に常駐すると考えていますがよろしいでしょうか。	配置は工事期間中であり、常駐は現場作業時となります。
3	本件工事に関する許認可及び届出等	10	4	2	31	1	「事業者は」「本件工事の実施その他本事業契約上の義務を履行するために必要な許認可等の取得、届出等を行う」とありますが、その内容は要求水準書のP.8の(4)各許可申請・届出等の記述の通りという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。記載以外のもので調査段階で新たに必要と判明した場合も含まれます。
4	第49条 部分払い 1	15	6		49		事業期間中において、単年度ごとに1回と記載がありますが、本事業は各工区毎の清算を基本としているため、複数工区に対応できるため単年度ごとの制限を設けるべきでないと考えますがいかがでしょうか。	原則としては単年度ごとに1回としています。その他必要な場合に依りて協議します。
5		15	6		49	1	部分払いの対価相当額について、実施方針に記載の通り、請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)で算出するため、資材費だけでなく経費等も対価相当額に含まれるという理解でよろしいでしょうか。 (本項に示す対価相当額は出来形部分並びに本事業用地に搬入済みの工事材料と工場製品と記載されています。)	ご理解のとおりです。
6	部分払い	15	6		49	1	「ただし、この請求は、前払金を請求する場合はできないものとし」と記載がありますが、前払金を請求した場合でも、工区終了時に工区毎の部分払いを請求できると理解できる同条6目や要項第6章6.3の内容が正と考えて宜しいでしょうか。	記載は誤植であり、「中間前払金」と記載を訂正いたします。
7	部分払い	16	6	5	49	3	配管における破壊検査はどこの部分を想定しているかご教示ください。	配管は想定していませんが、舗装工事等を想定しています。
8	部分引き渡しについて	16			51	1	『本件工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分』として、1, 2, 5工区以外で、早期に完了した箇所も部分引き渡しは可能でしょうか。	可能です。
9		16			51	1	「第47条第4項」と記載がありますが、正しくは第47条第3項を指しているのではないのでしょうか。	第47条3項を指していますので、第3項に修正します。
10	契約が解除された場合等の違約金	18	7	5	54	1	第54条1項の違約金10分の3に相当する額は、約6億ということになりますが、本金額を指定する根拠として何をお考えでしょうか。	市の契約条項に合わせて、10分の1に相当する額とします。
11	終了手続の費用負担	21	7		64		本条で費用負担する対象は、63条 事業契約終了に際しての処置という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	セルフモニタリング	24	13	2	73	1	事業者は、「事項に定めるモニタリング実施計画書に記載の実施頻度でセルフモニタリングを実施」とありますが、想定しているモニタリングの内容をご教示いただけますでしょうか。	工程、品質及び出来高管理を想定していますが事業者提案とします。
13	セルフモニタリング	24		2	73	1	「次項に定めるモニタリング実施計画書に記載の実施頻度」とありますが、事業者側で定めたセルフモニタリングの実施頻度で実施すればよいという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	別紙1 日程表 2.本件工事の目的物の引き渡し予定日	30					3工区、4工区および6工区の引渡し時期について、工事の完了にともない事業者が希望すれば、個別に引き渡しを行うことは可能でしょうか。	No.8回答をご確認ください。
15	【各業務に係る対価の内訳】	34	別紙3				契約書には、「各種申請費」、「交付金申請作成費」、「出来高積算費」の記載がありますが、これらは事業費用として見積金額に含まれるのでしょうか。 含まれる場合、歩掛のない項目となりますが、どのような条件で積算したのかご教示ください。	「募集要項に関する質問書回答」No.33および34回答をご確認ください。
16	委託料及び請負代金の金額の決定方法	35	別紙4	1			「事業者は、令和6年以降毎年●月●日（令和6年においては●月●日）までに、翌年度の本事業にかかる委託料及び請負代金その他市が指定する事項を記載した提案書類を市に提出する」とありますが、●月のおおよその時期をご教示ください。	8月末と想定しております。

事業契約書（案）に関する質問書回答

No	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問内容	回答
			章	節	条	目		
17	委託料及び請負代金の金額の決定方法	35	別紙4	1			「市が当該年度の本事業にかかる委託料及び請負代金について承諾することによって、当該年度に市が事業者に支払う委託料及び請負代金が定まるものとする」とありますが、年度毎に変更契約は行わず、合意内容を記した協議書に基づき最終年度に一括精算するとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	委託料及び請負代金の決定等	35	別紙4				「事業者は、工区ごとに対象施設の設計を行い、工事図面及び見積書（金入設計書）を作成し、市が設計内容及び工事設計額（見積書提出年度を基準とする）を検査し承諾した後に工事に着手する」とあります。工区ごとに対象施設の設計を行うにあたり、委託料および請負代金の積算に当たっては、工区毎に間接工事費や一般管理費等を考慮していると考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	別紙5不可抗力による増加費用又は損害の負担	37					1.2.で規定される両方の状況が同一の要因で発生した場合、事業者の負担総額の上限は1.と2.あわせて1/100という理解で宜しいでしょうか。	1.と2.は重複せず、事業所の負担総額の上限はそれぞれ1/100が上限となります。